

## 別紙 PDF (C)

### 「やむを得ない事由」の該当事由が解消した場合

当初届け出していた「やむを得ない事由」の該当事由が解消し、博士論文の全文が公表できることになった場合は、大学院係に申し出ていただき、全文公表手続きを行ってください。

### **全文公表手続**

#### 1. 【提出物】

- (1) 博士論文のインターネット公表に関する確認票 (所定様式)
- (2) 許諾書 (変更届) (附属図書館長あて) (所定様式)

人文社会系研究科ホームページに掲載されている、別紙「学位授与後の提出物について」及び「博士論文の公表方法について」を熟読の上、提出書類等を準備してください。

参考：人文社会系研究科ホームページ

[http://www.l.u-tokyo.ac.jp/student/doctor\\_thesis.html?page=1](http://www.l.u-tokyo.ac.jp/student/doctor_thesis.html?page=1)

- #### 2. 【提出方法】
- 許諾内容の変更手続きを行いたい旨、大学院係 ([in@l.u-tokyo.ac.jp](mailto:in@l.u-tokyo.ac.jp)) にメールでご連絡ください。  
おって、個別にご案内します。

(注) メールタイトルは、「博士論文インターネット 全文公表 (氏名)」とし、連絡項目

- (1) ~ (4) についてお知らせください。

連絡項目：(1) 氏名、(2) 専門分野、(3) 学位授与年月、(4) 変更内容の概略